

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 5 年 1 月 24 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 青山ショッピングセンター

所在地 新潟市西区青山 8 丁目 5 番 2 号

設置者 株式会社アオト 代表取締役 長谷川 市郎

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社モンファイン	午前 8 時 00 分	午後 10 時 00 分
株式会社ココカラファインヘルスケア		
有限会社花美濃		
株式会社百花園		
清水商事株式会社		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社モンファイン	午前 8 時 00 分	<u>午後 12 時 00 分</u>
株式会社ココカラファインヘルスケア		
有限会社花美濃		
株式会社百花園		
清水商事株式会社		

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No. (配置図上の No.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場	午前 7 時 30 分～午後 10 時 30 分

(変更後)

駐車場 No. (配置図上の No.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場	午前 7 時 30 分～ <u>翌日の午前 0 時 30 分</u>

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①②	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①②	<u>午前 5 時 00 分～午後 10 時 00 分</u>

3 変更する年月日

令和 5 年 1 月 14 日

4 変更しようとする理由

施設の運営計画が一部変更になるため。

5 届出年月日

令和 5 年 1 月 13 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

令和 5 年 1 月 24 日から令和 5 年 5 月 24 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1629

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp